

企業主導型保育施設設置促進助成金の支給申請に係る取扱いについて
【補足事項】

平成 29 年 7 月 5 日 29 東し雇第 215 号

1 支給申請について

- (1) 企業主導型保育施設設置促進助成金支給要綱(以下「支給要綱」という。)
第 7 条の企業主導型保育施設設置促進助成金支給申請書(様式第 1 号)に添付する書類(2)「協会から通知を受けた企業主導型保育事業(整備費)助成決定通知書」の写しについて、公益財団法人児童育成協会に「企業主導型保育事業(整備費)の助成申請を提出しているものの、対象施設の開所予定日の 3 か月前に至っても決定の通知がなく写しの添付が困難な場合は、決定通知受領後速やかに届け出ること。

この取扱いにより支給申請する場合には、本通知に定める企業主導型保育施設設置促進助成金支給申請書(補足事項様式第 1 号)及び誓約書(補足事項別紙 2)を用いること。また、支給決定にあたっては、支給決定通知書(補足事項様式第 2 号)により、当該申請事業者に通知する。

- (2) 上記(1)により支給申請書を提出後、企業主導型保育事業(整備費)助成の申請を取りやめた場合又は不採択通知書を受領した場合には、速やかに理事長に報告すること。